

有効期間5年（令和13年12月31日まで）

令和8年6月18日

各 部 長 ・ 参 事 官  
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長  
（ 警 察 安 全 相 談 課 ）

広島県警察犯罪被害者等支援基本計画の策定について（通達）

当県警察における犯罪被害者支援に係る各種施策については、広島県警察犯罪被害者支援基本計画の策定について（令和3年6月15日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）により推進しているところであるが、この度、「第5次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されたことを受け、別添のとおり、令和8年度からおおむね5年間において当県警察が講ずるべき取組内容を示した「広島県警察犯罪被害者等支援基本計画」を策定したので、今後はこれに基づき、犯罪被害者支援に積極的に取り組まれない。

なお、旧通達については、本通達の発出をもって廃止する。

〔 本件担当 被害者支援第二係  
警 電 ■■■■■ 〕

## 広島県警察犯罪被害者等支援基本計画

### 第1 目的及び計画期間

#### 1 目的

この計画は、警察庁犯罪被害者等支援基本計画を受け、広島県警察における犯罪被害者等施策を計画的に推進するため、計画期間において講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示すことを目的とする。

#### 2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

### 第2 具体的な施策

#### 1 損害回復・経済的支援等への取組

##### (1) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センター等の来訪者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、各種会合の機会や様々な広報媒体等を活用し、当該制度を周知する。【警察安全相談課、関係各課】

##### (2) 被害金の振込先口座の凍結依頼の確実な実施等

犯罪被害者等からの届出や相談内容も踏まえて、被害金の振込先口座に関して金融機関に対する迅速な凍結依頼を確実に実施するとともに、犯罪被害者等に対し、被害回復に資する各種制度を教示するなど、被害の拡大防止及び被害の回復に努める。【生活環境課、サイバー犯罪対策課、捜査第二課、組織犯罪対策第一課】

##### (3) 暴力団犯罪による被害の回復の支援等の充実

暴力団犯罪による被害の回復に向け、公益財団法人暴力追放広島県民会議や広島弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、犯罪被害者等に対する助言や交渉場所の提供等の援助、損害賠償請求訴訟の提起に際しての暴力団情報の提供や保護対策等の訴訟支援等の充実に努める。【組織犯罪対策第二課】

##### (4) 犯罪被害給付制度の改善等

犯罪被害給付制度について、犯罪被害者等から寄せられた要望も踏まえて、適正な運用を徹底するとともに、関係機関・団体等の協力を得つつ、公安委員会による裁定のための調査の円滑な実施を図る。

また、被害直後の一時的な経済的負担の緩和を求める要望等を踏まえ、犯罪被害者等給付金について、全ての事案において仮給付を検討したり、複数回の仮給付を検討したりするなど、給付金の種別ごとの性質を踏まえた仮給付制度を積極的に活用する。【警察安全相談課】

**(5) 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等**

国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適用対象となる可能性がある事案を認知した場合には、国外犯罪被害者又はその遺族に対し、その置かれた状況等に十分配慮しつつ、広報用パンフレット等を活用し、必要な事項を適切に教示するとともに、適切な運用を図る。【警察安全相談課、組織犯罪対策第一課、外事課】

**(6) 公費負担制度の充実した運用**

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用、身体犯被害者の診断書料、カウンセリング費用、司法解剖に係る死体検案書料及び遺体搬送費用、緊急避難場所の確保に要する経費、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費等の公費負担制度の活用を積極的に推進するとともに、これらの制度を周知する。【警察安全相談課、人身安全対策課、捜査第一課】

**(7) 地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度の充実に向けた取組**

犯罪被害者等が一層充実した支援を受けられるよう、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度（対象が犯罪被害者等のみに限定されていないが、犯罪被害者等が利用できることが明記されている制度を含む。）の充実強化の検討を行うための情報提供等の必要な協力を行う。【警察安全相談課】

**(8) 犯罪被害者等も利用可能な社会保障等の制度の活用促進**

犯罪被害者等が直面している経済的な困難を解消するため、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず利用可能な社会保障等の制度を十分に活用するよう、地方公共団体等に対して、支援の好事例を踏まえた制度の有用性に関する情報提供等を行う。

また、制度の適正な活用がなされていない事例を把握した際は、速やかに関係機関との情報共有を行うなどして、必要な措置を講じる。【警察安全相談課】

**(9) 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携**

犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象とならない犯罪被害者等で、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。【警察安全相談課】

**2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組**

**(1) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実**

被害者支援カウンセラーの積極的な運用に努めるとともに、カウンセリング技能を有する警察職員に対し、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用する。

また、部外の精神科医、公認心理師及び臨床心理士を活用するなどして、犯罪被害者等がその要望に応じて適切なカウンセリングを受けられるよう配慮する。【警察安全相談課】

**(2) 被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進**

被害少年の継続的な支援を行う少年育成官に対する講習や研修等により、カ

ウンセリングの技法等専門技術や被害少年の立ち直り支援に必要な専門知識等を習得させるよう努めるほか、これらの専門的能力を備えた職員の配置に努める。

また、被害少年及び保護者に対し、公益社団法人広島被害者支援センターの紹介を行うとともに、保護者の同意を得た上で、公認心理師等の資格を有した少年育成官がカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を推進する。【少年対策課】

### (3) 犯罪被害者等と接する職員等に対するトラウマインフォームドケア教育等の促進

犯罪被害者等と接する警察職員が、犯罪被害者等のトラウマ反応について理解し、二次的被害を防止しつつ、その心情に配慮した対応を行うため、関係機関等と連携し、トラウマインフォームドケアについて学習する教材等を作成・周知する。【警察安全相談課】

### (4) 研修の充実等

ア 採用時、昇任時及び捜査に従事する者を対象とした専科等の各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、民間被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行う。

その際、犯罪被害者等による講演を組み込むなど、二次的被害の防止や犯罪被害者等への対応を確実にを行うための教養の充実を図る。

また、特に、犯罪被害者等支援を担当する職員に対し、公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な教養を行う。

これらの教養を行うに当たっては、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童、高齢者、障害者及び外国人をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に係る内容を盛り込むなど、その充実を図る。【人材育成課、警察安全相談課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年対策課、刑事総務課、捜査第一課、組織犯罪対策第一課】

イ 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、学校教養等の研修を推進する。【人材育成課、警察安全相談課、捜査第一課】

ウ 障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、学校教養等の研修を推進する。【人材育成課、警察安全相談課、刑事総務課】

### (5) 捜査における配慮等

警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会、公益社団法人広島被害者支援センター及び性被害ワンストップセン

ターひろしま等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警務課、警察安全相談課、捜査第一課】

**(6) 被害児童からの事情聴取における配慮**

警察、検察庁、児童相談所等の連携体制を強化するとともに、医療、福祉等の関係機関とも事案に応じて連携しつつ、犯罪被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議を行い、警察、検察又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を推進する。

また、事情聴取に際しては、児童が精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を継続して推進する。

さらに、犯罪被害者等となった児童から最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を図る。

【人身安全対策課、少年対策課、刑事総務課、捜査第一課】

**(7) 障害のある者からの事情聴取における配慮**

障害のある犯罪被害者から聴取をする際、その者の特性を十分に理解し、聴取を行う時間や場所等について配慮がなされるよう取り組むとともに、その障害の程度等を踏まえ、適切な措置が講じられるよう取り組む。【刑事総務課】

**(8) 再被害防止措置の推進**

同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。

また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施する。【生活安全総務課、刑事総務課、事件主管課】

**(9) 人身安全関連事案への対策**

ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（人身安全関連事案）については、認知した段階では危害が加えられる危険性及び切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、広島県警察人身安全関連事案プロジェクトチームにおいて統括責任者の下、間隙を生じさせない、真に実効性のある体制を構築するとともに、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の適時的確な適用をはじめとする関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止や、被害者の保護措置等の組織的な対応を推進する。

また、被害者等の安全確保をより確実にするため、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛けるほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進する。

さらに、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定。平成29年4月24日改訂・令和4年7月15日改訂）を踏まえ、関係

機関と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援、調査研究・広報啓発活動等、加害者対策及び犯罪被害者等の支援を図るための措置といった各種対策を推進するほか、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、必要な教育を行う。【人身安全対策課】

#### (10) 保護対策の推進

暴力団等による犯罪の被害者等に対する報復等を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。【組織犯罪対策第二課】

#### (11) 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等

配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引(性的サービスや労働の強要等)事犯の被害者、児童虐待の被害児童等を保護し、これらの者に対する再被害を防止するため、配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター、児童相談所等との連携を強化する。

また、学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校をはじめとする関係機関・団体との連絡体制及び学校警察連絡協議会等の組織の活用を図るとともに、加害少年及びその保護者に対する非行防止及び立ち直り支援のための指導・助言等の充実を図る。

さらに、犯罪被害等の個々の少年が抱える問題に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年に対する指導・助言を行う。

【人身安全対策課、少年対策課、生活環境課】

#### (12) 犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮

犯罪被害者等支援に携わる警察職員は、犯罪被害者等と間近に接し、時にはその感情の表出に直面することにより、極めて強いストレスを受ける場合があることから、ストレスに関する教養を行うとともに、警察相談業務等アドバイザーによる助言・指導を受けさせるなど、必要な措置を講ずる。【警察安全相談課、厚生課】

### 3 刑事手続等への関与拡充への取組

#### (1) 被害の届出や相談に対する適切な対応

犯罪被害者等からの被害の届出や相談に対しては、犯罪被害者等の立場に立った適切な対応が行われるよう努めるとともに、被害の届出に関しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理する。【刑事総務課】

#### (2) 告訴への適切な対応

犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置をとる場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしも相当とはいえない場合もあるが、引き続き、告訴について可能な限り迅速かつ適切な対応が行われるように努める。【刑事総務課】

#### (3) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

当初は警察への届出をちゅうちょした性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。

また、証拠資料の保管に当たっては、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮する。

さらに、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。

#### 【捜査第一課】

#### (4) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努める。

また、被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者等の心情に十分配慮した取組を一層推進し、交通事故被害者等の負担軽減を図る。【交通指導課】

#### (5) 司法解剖等における遺族の心情への配慮等

検視及び司法解剖に関し、チラシの配布等の工夫も含め、遺族の心情に配慮した適切な説明を適切な時期に行う。また、遺体の取扱いに当たっては、死者への礼意を失わないようにし、その遺族への適切な配慮に努める。

さらに、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行う。【捜査第一課、交通指導課】

#### (6) 押収物の還付等における犯罪被害者等の意向を踏まえた対応

犯罪被害者等への証拠物件の還付等については、犯罪被害者等の立場、心身の状況、置かれている環境等へ適切に配慮するとともに、引き続き適正な対応を徹底する。【刑事総務課】

#### (7) 捜査に関する適切な情報提供等

捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。

また、必要に応じ、地方公共団体、公益社団法人広島被害者支援センター等との連携を図る。【警察安全相談課、刑事総務課、交通指導課】

#### (8) 犯罪被害者等のための施設整備等

事情聴取時における相談室及び被害者支援用車両の活用を図るとともに、これらの照明及び内装について犯罪被害者等の心情に配慮するなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図る。【施設課、装備課、警察安全相談課】

### 4 支援等のための体制整備への取組

#### (1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、条例の施行状況の検証・評価等に資する協力を行う。【警察安全相談課】

## (2) 関係機関・団体との連携・協力の充実・強化

被害者支援に関わる関係機関・団体で構成する会議体において、メンバー間の連携及び相互の協力を充実・強化し、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図る。

また、同会議体の活用により、地方公共団体や公益社団法人広島被害者支援センターをはじめとする犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との多機関ワンストップサービス体制に基づく連携を強化するとともに、犯罪被害者等に対し、当該機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等に関する情報提供を行うよう努める。【警察安全相談課】

## (3) 性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実

男性、性的マイノリティ、障害者等を含む多様な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、相談窓口等の周知を含め官民が連携した広報啓発を実施するとともに、被害者等に対し適切な対応をとることができるよう研修機会の充実等により支援に携わる人材の育成に努めるなど、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実を図る。【警務課、人材育成課、警察安全相談課、少年対策課、刑事総務課、捜査第一課】

## (4) 相談体制の充実等

警察安全相談電話（「#9110」番）、性犯罪相談電話（「#8103（ハートさん）」）、ヤングテレホン及びストーカー・DV等に関するメール相談等の相談窓口で、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じるなどして、性犯罪被害や児童、障害者又は外国人が受けた被害をはじめとした潜在化しやすい被害の発見につながる相談体制の充実を図る。

また、性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の警察官が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務又は本署当番勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。

さらに、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引事犯、違法薬物銃器事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。

加えて、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を行うとともに、死亡事故の遺族等から、当該事故の加害者に対する意見聴取の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合には必要な情報を提供するなど、適切な対応に努める。【警務課、警察安全相談課、生活安全総務課、少年対策課、人身安全対策課、生活環境課、地域課、捜査第一課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、交通企画課、交通指導課、運転免許課】

## (5) 被害者支援員制度の活用

事件発生直後から犯罪被害者等に付添い、相談対応、情報提供等を行うほか、

公益社団法人広島被害者支援センターをはじめとした関係機関・団体等の紹介等を行う被害者支援員制度の積極的な活用を図る。

また、被害者支援員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等を充実させる。

特に、死傷者が多数に及ぶ事案等にも迅速・確実に対応できるよう、必要に応じて被害者支援員の迅速な集中運用を行うためのマニュアルの整備及び訓練の実施に努めるとともに、被害者支援室及び捜査担当部門の被害者支援調整担当者との連携強化を図る。【警察安全相談課】

#### (6) 被害少年等が相談しやすい環境の整備

被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な広報による周知を図る。

また、少年サポートセンターの被害少年に対する支援体制の充実を図り、被害少年等が相談しやすい環境の整備を引き続き推進する。【少年対策課】

#### (7) 好事例の勧奨及び適切な評価等

情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者等支援が確実に実施されるよう、好事例を勧奨し、具体的な支援事例を通じて個々の職員の実務能力の向上を図るとともに、課題の情報共有を行い、その適切な取組を図る。

また、評価及び表彰の的確な実施により、犯罪被害者等支援に係る職員の意識高揚を図る。【人材育成課、警察安全相談課、監察官室】

#### (8) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等

児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待担当者の専門的知識・技能の向上に努める。

また、児童相談所等の関係機関との連携や、児童虐待の疑いがある事案等を認知した際の初動対応、被害児童の心理を踏まえた事情聴取等の児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養に、「児童虐待対策官」に従事させるなど、児童虐待への対応力の一層の強化を図る。【人身安全対策課】

#### (9) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進

研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の一層の醸成に努める。【警察安全相談課、少年対策課、捜査第一課】

#### (10) 「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過のカルテ化の実施

犯罪被害者等の要望や置かれている状況等を記録して、新たに訪れる機関の支援担当者と共有することで、説明の負担を軽減すること等に活用できる「被害者手帳」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への迅速な提供に努める。

また、「被害者手帳」やパンフレット等に、刑事に関する手続や犯罪被害者等の保護・支援のための制度等の各種情報を分かりやすく取りまとめて掲載する。

さらに、犯罪被害者等支援コーディネーター等が支援している犯罪被害者等の支援記録を保管して、支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があった際の円滑な対応にも資するカルテ化の実施等、犯罪被害者等への中長期的な支援も見据えた環境整備や犯罪被害者等の利便性向上のための取組につい

て、犯罪被害者等の心理的負担等に配慮しつつ進める。【警察安全相談課、刑事総務課、交通指導課】

**(11) 関係機関・団体における対応能力の向上への協力と連携強化**

支援に携わる関係機関・団体の実務者等で構成される会議等において、各機関・団体が提供する制度・サービスの情報交換を行うとともに、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や、仮想事例に基づく実践的なシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上への協力と連携強化に努める。【警察安全相談課】

**(12) 関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実**

ア 知事部局が主管する多機関ワンストップサービス体制のもと、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、相談窓口において犯罪被害者等の要望に応じて、警察及び当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明するほか、地方公共団体における総合的対応窓口や支援制度等の周知を図る。

また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係機関等の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を必要とする犯罪被害者等に提供するよう努める。

さらに、犯罪被害者支援を担当する職員に対して、地方公共団体が持つ支援制度や犯罪被害者等支援コーディネーター、総合的対応窓口等との連携に関する研修を実施する。【警察安全相談課】

イ 犯罪被害者等に関する手続や支援制度等を教示するための外国語版資料について、内容の充実及び見直しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。【警察安全相談課、刑事総務課、交通指導課】

**(13) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上**

性犯罪相談電話「#8103（ハートさん）」に関する広報、相談窓口における性犯罪被害者に対する支援制度の紹介等、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、公益社団法人広島被害者支援センターの相談窓口等の情報を提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。【警察安全相談課、捜査第一課】

**(14) 公益社団法人広島被害者支援センターとの連携・協力等**

犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を公益社団法人広島被害者支援センターに提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努める。

また、同団体による支援が、全国的な水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次的被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報提供を行い、同団体の運営及び活動に協力する。

さらに、同団体と連携し、犯罪被害者等の要望に応じて犯罪被害者本人の心理的な回復及びグリーフケア（大切な人を失い、残された家族等の身近な者が悲しみを癒やす過程を支える取組）の重要性にも配慮し、犯罪被害者等に対し、

自助グループの紹介等を行うとともに、同グループの活動に資する必要な協力を行う。【警察安全相談課】

**(15) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等**

警察庁と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関・民間被害者支援団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、支援制度に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の必要な支援を行う。【警察安全相談課、組織犯罪対策第一課、外事課】

**(16) 公益社団法人広島被害者支援センターに対する支援の充実**

公益社団法人広島被害者支援センターに対する財政援助の充実に努め、犯罪被害者等の援助に携わる者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援を行うとともに、同団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努める。

また、同団体に対して、犯罪被害者等のニーズに応じた適切かつ充実した支援活動を行うための指導・助言及び協力を行う。

さらに、犯罪被害者等のための新たな制度及び取組について情報提供を行う。

【警察安全相談課】

**(17) 公益社団法人広島被害者支援センターの活動への支援等**

公益社団法人広島被害者支援センターが開催する講演会等について、その効果の波及性等を踏まえて共催又は後援する。

また、講演会等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対して周知するとともに、地方公共団体等との連携のほか、SNS等の様々な広報媒体を通じて、その意義・活動について広く一般に広報するなどして、同団体の活動を支援する。

さらに、地方公共団体等の主体的な協力を得て、同団体との連携の一層の強化を図るとともに、地方公共団体に対し、同団体との連携・協力の充実・強化を働き掛ける。【警察安全相談課】

**(18) 犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実**

専門的知識を必要とする被害者支援担当部署に配置された実務担当者に対し、公益社団法人広島被害者支援センターとの連携要領、犯罪被害者等支援の実践的技能を習得させるための公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習等を含む専門的な研修のほか、カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的及び実践的・専門的な教育等を充実させる。【警察安全相談課】

**(19) 被害児童の聴取に関する研修の充実等**

被害児童の聴取に関する技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を行うほか、「子どもからの聴取に関するA I 訓練ツールの開発」事業において開発した訓練ツールを活用するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施を推進する。【人身安全対策課、刑事総務課】

**5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組**

**(1) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等**

教育委員会等の関係機関と連携し、中学生、高校生等を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」及び命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」への積極的な応募を働きかける等、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努める。【警察安全相談課】

## (2) 各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発の実施

犯罪被害者等支援に関する県民の理解を増進するため、広報啓発のための集中的な強化期間として設定した「犯罪被害者月間（毎年11月1日から12月1日まで）」を中心に、関係機関・団体等と連携・協力し、創意工夫を凝らした効果的な広報啓発活動を実施する。【警察安全相談課】

## (3) 県民の参加を促す広報啓発活動

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、県民の関心を喚起し、その理解を深めるため、犯罪被害者等の参加・協力を得て講演会等を開催し、その声を県民に広く届ける機会を設ける。

また、より深く県民に考える機会を提供するため、犯罪被害者等支援に関する標語の応募、犯罪被害者等支援のシンボルマーク「ギュっとちゃん」及び犯罪被害者・支援者のためのポータルサイト「ギュっとCH（チャンネル）」を周知するとともに、SNSによる広報啓発活動を実施する。【警察安全相談課】

## (4) 関係機関・団体等との連携を含めた効果的な広報啓発

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、県民の関心を喚起し、その理解を深めるため、関係機関と連携し、学校や民間企業、公益社団法人広島被害者支援センターを含む各種団体、ボランティア等から幅広い協力を得て、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話、パンフレットの作成・配布等を実施する。

また、民間相互の連携を促すことにより、一層充実した広報啓発活動を推進する。

さらに、医療、福祉、教育、法曹その他の犯罪被害者等と関わり得る各界各層が、犯罪被害者等の二次的被害を含め、その心情に十分に配慮した活動を行うよう、関係機関・団体と連携し、その役割にも応じた広報啓発等を行うことにより、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。【警察安全相談課】

## (5) 広報啓発手法や媒体の多様化

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、県民の関心を喚起し、その理解を深めるほか、関係機関・団体等の施策や取組の周知のため、相互連携・協力の下、ウェブサイト・SNS、広く県民の目にとまる街頭広告等を活用し、広報啓発手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報啓発を行う。

【警察安全相談課】

## (6) 犯罪被害者等に関する情報の保護

犯罪被害者の実名発表・匿名発表については、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見を尊重しつつ、報道の自由及び県民の知る権利を理由とする実名発表の要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。

また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の

提供を行うよう努める。【広報課、警察安全相談課、関係各課】

**(7) 少年の犯罪被害の防止等に関する広報の実施**

スマートフォン等からアクセス可能な媒体等の様々な広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【少年対策課】

**(8) 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施**

犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含む各種犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となり得るような情報提供に努める。【生活安全総務課】

**(9) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進**

交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等の作成及び交通安全講習会における配布、交通安全の集い等における交通事故被害者等による講演の実施、交通事故被害者等による手記及び講話を取り入れるなどして交通事故被害者等の声を反映した各種講習の実施並びに交通事故に関する事故類型、年齢層別等のデータの公表により、交通事故被害者等の置かれた立場や苦しみ、交通事故の惨状等に関する県民の理解の増進に努める。【交通企画課、運転免許課】

**第3 留意事項**

施策の推進に当たっては、地方公共団体その他の関係機関、民間の団体等と緊密に連携・協力し、取組の一層の充実・強化に努めるとともに、犯罪被害者等に対する県民の理解・関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支える気運を一層醸成するよう努める。